

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入		
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	電話番号：03-3506-6000（内線3566）	e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年3月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現行の銀行法において、外国銀行在日支店や外資系邦銀が、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと、及び邦銀が、日本国内の顧客に対し、海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められていない。 今回、銀行法等を改正し、銀行等は、当該銀行等の子銀行等の当該銀行グループ内の外国銀行の業務の代理又は媒介（外国銀行代理業務）を営むことができることとし、外国銀行代理業務を営もうとするときは、所属外国銀行ごとに、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。ただし、当該銀行等の子会社等である外国銀行を所属外国銀行とするときは、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねない状況を是正し、顧客利便の向上等を図る。そのため、マネーロンダリング等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、顧客の利益の保護、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じた上で、外国銀行代理業務を新たに銀行等の業務範囲として認めることが必要である。</p>		
	法令の名称・関連条項	銀行法第10条、第47条、第7章の2 長期信用銀行法第6条、第6条の3、第17条、第17条の2 信用金庫法第54条、第5章の2、第89条 農林中央金庫法第54条、第4章の2	
想定される代替案	所属外国銀行が、銀行等の子会社等である外国銀行であるか否かを問わず、一律の「届出制」によって外国銀行代理業務を解禁する。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用が発生する。	内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する（認可の場合に比べ軽減）。
	(行政費用)	内閣総理大臣の認可・届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査費用が発生する。 委託元の外国銀行が（一定の資本関係があり）限定されるため効率的な監督が期待できる。	届出に伴う費用及び外国銀行代理業務に対する監督・検査に伴う費用が発生する。 本案に比べ監督対象が拡がり、費用が増大するものと考えられる。
	(その他の社会的費用)	委託元外国銀行が限定されることから効率的な監督が期待できる。	あらかじめ業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護に支障が生ずるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
		国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供が可能となるとともに、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を不必要に阻害しないこととなる。	受託者である銀行（邦銀）や外国銀行の在日支店は、子会社等の資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことができる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案、代替案のいずれにおいても、我が国金融・資本市場への外国銀行の参入が容易となる。 ただし、代替案においては、業務・財産状況が不健全な外国銀行の参入を排除することができず、利用者保護の観点から、本案を選択することが適当と考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日）において、以下の通り提言頂いた。「外国銀行の業務の代理・媒介については、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことやマネーロンダリング、脱税等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、許認可制を前提に、銀行の業務として認めることが適当である。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。		
備考			